



公益社団法人(内閣府所管)

全国有料老人ホーム協会

News Release

令和4年8月1日

報道機関各位

老人福祉法に規定された唯一の団体「公益社団法人全国有料老人ホーム協会」が
高齢期の住まいに関するアンケート調査を実施します

～団塊世代における今後の住まい方や住み替えへの意向とは～

公益社団法人全国有料老人ホーム協会(理事長:中澤 俊勝、所在地:東京都中央区)は、団塊世代の方を中心としたインターネットによるアンケート調査(無記名回答)を2022年8月1日～8月31日まで実施いたします。

本調査は、団塊の世代が全て後期高齢者となる 2025 年を目前にし、高齢者の今後の住まい方や住み替えへの意向等を把握するものです。これにより、今後求められる有料老人ホーム等のあり方や公的支援策等を検討してまいります。

多くの皆さまに調査にご協力いただきたく、本件を貴社媒体にてご周知賜りたく存じます。

【2022 年度 高齢期の住まいに関するアンケート調査】

アンケート回答はこちらから

URL: <https://jmb-svy.com/yurokyo/>

- ・アンケート対象者: 満年齢 60 歳以上の方
- ・設問数: 22 問/所要時間: 約 10 分
- ・調査項目: 回答者の状況、現在の住まい、日常生活、住み替えの意向、等
- ・回答締め切り: 2022 年 8 月 31 日
- ・本調査の目的

60歳以上の方の今後の住まい方や住み替えへの意向を把握することで、今後求められる有料老人ホーム等のあり方や公的支援策等を検討するため。

※本調査に係る情報は、上記目的以外では使用せず、結果はすべて統計上処理されます。

- ・調査機関: 株式会社ジャンボ(調査票の回収及び集計・分析を委託)
- ・本調査や記入方法などに関する問い合わせ:
株式会社ジャンボ「高齢期の住まいに関するアンケート調査」事務局
電話: 045-912-0041

(土日祝日、8月10日～8月15日を除く、10時～12時、13時～17時)

- ・アンケート結果は、2023年3月頃に当協会ホームページにて公表いたします。



◆報道お問合せ先 〒103-0027 東京都中央区日本橋 3-5-14 アイ・アット・イー日本橋ビル7階
公益社団法人全国有料老人ホーム協会 <https://www.yurokyo.or.jp/>
事業推進部 古川、松本

電話/03-3272-3781 E-MAIL/info@yurokyo.or.jp

協会概要: 設立: 昭和 57 年 2 月 所管: 内閣府/老人福祉法第 30 条規定

事業: 消費者保護、事業の健全な発展、行政連携、のための各種事業を実施。

○【参考】公益社団法人 全国有料老人ホーム協会 とは

「全国有料老人ホーム協会」は、有料老人ホームを設置・運営し、またはサービスを提供する事業の健全な発展と、利用者の保護を目的とする厚生労働省許可団体として、昭和 57 年 2 月に設立された団体です。また、平成 3 年 4 月には改正老人福祉法において規定された団体となり、平成 25 年「公益社団法人」となり、より一層の公益性を求められ、以下の事業を行っています。

主な事業内容は「入居者保護」「入居検討者への情報提供」「事業者の運営支援」の 3 つを柱としています。

入居者保護事業として、入居者生活保証制度・入居者生活支援制度の運営や、苦情対応委員会の事業として苦情相談を受け付けています。入居検討者への情報提供事業では、入居相談や、有料老人ホームへの理解を深めていただくために、冊子「有料老人ホーム基礎知識」や会員情報誌「輝・ニュース」の発行等による各種情報発信を積極的に行っております。事業者への運営支援事業として、有料老人ホーム事業にかかわる様々な調査研究、入居契約書等の各種ガイドラインの策定、ホーム全体のレベルアップを目的とした職員研修の実施、サービスの質の確保・向上を目的とした第三者評価事業などを行っています。他にも、高齢者の皆さまに元気を届けることを目的に平成 12 年より開始しましたシルバー川柳は現在も実施しており、たくさんのご応募をいただき、大変ご好評をいただいております。

当協会は、有料老人ホーム事業の健全発展を通し、高齢化の進む日本において、活力ある社会づくりに寄与するべく、活動を続けております。

【概要】

- 目的: 有料老人ホームの入居者の保護と有料老人ホーム事業の発展に努める内閣府認定の公益社団法人
- 設立: 昭和 57 年 2 月/平成 3 年 改正老人福祉法に規定/平成 25 年 公益社団法人へ移行
- 理事長: 中澤俊勝
- 所在地: 東京都中央区日本橋3-5-14 アイ・アンド・イー日本橋ビル7階
- 協会事業: 入居者生活保証制度の運営
 - 有料老人ホームの入居、苦情に関する相談事業
 - 契約内容の適正化と入居者の保護
 - 職員の資質向上のための研修事業
 - 調査研究事業
 - 啓発普及事業 等